



購読料 年8,000円
送料共但し、会員は会費に含まれる

発行所
京都府保険医協会
〒604-8162
京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町637
インターワンプレイス烏丸6階
電話 (075) 212-8877
FAX (075) 212-0707
編集発行人 花山 弘

厚労省懇談

かかりつけ医議論質も 具体的方向性明らかにならず

「かかりつけ医について、
「来年の通常国会に制度化
法案提出」との報道がある
中、厚生労働省は7月20日
の第8次医療計画等に関す
る検討会での議論を開始し
た。この問題で協会は、6
月に取りまとめた提言を踏
まえて、厚労省とオンライン

ンでの懇談を8月29日に
行った。厚労省側からは、
医政局総務課の保健医療技
術調整官・矢野好輝氏、同
局地域医療計画課外来・在
宅医療対策室の在宅医療専
門官・井上雅寛氏ら4人が
出席。協会からは鈴木理事
長をはじめ7人が出席し、
仲介の労をとった倉林明子
参議院議員も同席した。

懇談では、協会から「か
かりつけ医制度」ではなく
医療者が「かかりつけ医機
能」を発揮できる医療制度
のあり方について「提言の
概要を説明し、制度化を行
わないよう訴えた。その上
で、かかりつけ医につい
て、①制度化を目指してい
るのか②患者1人に医師1
人を想定しているのか③外
来機能報告制度とどのよう
に関連していくのか一など



厚労省との懇談に臨む倉林議員と役員ら

の質問への回答も含めコメ
ントしてもらい、意見交換
を行った。

厚労省は 「制度整備」を強調

厚労省からは、骨太方針
や改革工程表、首相の発言
も含めて「かかりつけ医機
能が発揮される制度整備」
で政府の議論が取りまとめ
られており、必ずしもかか
りつけ医の制度化という形
で進んでいるわけではない
こと。国民目線での議論を
行っているところで、質問
した項目については現時点
で具体的に言えることはな
いというものであった。

機能発揮できる 連携構築を

協会からは、現在の自由
開業制の下でのフリーアク

主な内容

- 現役裁判官が解説
医療訴訟の基礎知識 (2面)
- コロナ関連経営情報 (2面)
- 産婦人科向上会レポート (4面)

ご用命はアミスまで

- ◆医師賠償責任保険
- ◆休業補償制度 (所得補償、傷害疾病保険)
- ◆針刺し事故等補償プラン
- ◆自動車保険・火災保険

☎075-212-0303

施設留め置き問題の解決を

第7波受け京都府に再要請

協会は、新型コロナウイルス
ルス感染症第6波で、高齢
者や障害のある施設入所者
が入院できず、生命を落と
す事態が多数発生した問題
(留め置き死問題)を受け、
協会をはじめ、医療・福祉
関係5団体がかきつけ団体
となり、医療、福祉関係者

セスは国民にとってわかり
やすく使い勝手のよいもの
であること。またかかりつ
け医機能を発揮できるよう
診療所レベルでの多職種連
携を構築してほしい旨や医
学教育でプライマリ・ケア
を強化すべきなどを指摘。
また、医療機関の少ない地
域での制度化はかみあわな
いのではないかと指摘し
た。さらに、今回の議論の

が同じテーブルで話し合う
「高齢者・障害者施設にお
けるコロナ患者留め置き問
題を考慮するミーティング」
を6月18日にウェブで開催。
7月29日には京都府と懇談
し、ミーティングで報告さ
れた過酷な現場の実態を伝
えるとともに、施設入所者

がコロナで陽性となったも
施設に留め置きせず、確実
に入院できる体制を構築す
るよう要請を行った(本紙第
3125・27号既報)。
しかし、第6波が収束し
たのか否かさえ判断しな
いまま、7月下旬には本
格的に「第7波」に突入。そ

の勢いは凄まじく京都府で
も過去最高の新規陽性者数
を記録。自宅療養者数は6
万人を超え、実に千人近い
陽性患者が社会福祉施設等
に留め置かれている状況と
なった。

協会をはじめとする呼び
かけ団体は、まったく事態
が好転していないと、あら
ためて8月31日に京都府へ
施設留め置き問題で要請を
実施。①入院コントロール
センターによるトリアージ
の基準を府民に公開するこ
と②感染した場合に重症化
率・致死率が高い高齢者、
障害のある人へ入院医療を
確実に保障する入院コント
ロールを行うこと③東山サ
ナトリウムに移設した「臨
時的医療施設」1100床を

即座にフル稼働すること④
他府県にない、高齢者、
障害のある人のための療
養施設を即座に設置すること
⑤市町村役場や区役所も動
員し、自宅療養中の患者の
急変を公的機関として察知
できる体制を構築すること
⑥より多数の地域の医療機
関が自宅療養者や福祉施設
への医療提供に踏み出すよ
う医療機関への支援と連携
を強めることを求めた。

協会ホームページのご活用を

協会の活動・主張は
ここで見られます!

https://healthnet.jp

主張

医師法第24条
には「医師は、
診療をしたとき
は、遅滞なく診
療に関する事項
を診療録に記載
しなければならない」と規
定されており、医師に診療
録の作成を義務づけてい
る。また医師法施行規則の
第23条では、診療録の記載
事項は「診療を受けた者の
住所、氏名、性別及び年
齢」「病名及び主要症状」
「治療方法(処方及び処置)」「
診療の年月日」と定めら
れている。このように診療

録は診療内容の記録である
が、その内容は患者自身の
個人情報でもあるため、患
者から開示請求があった場
合は原則、開示しなければ
いけない。患者が診療録の
事故の場合、裁判では診療
録に関する事項を記載する
ことがよい。

トラブルに備えた 適切な診療録記載を

開示を受けた際に記載内容
が原因でトラブルにならな
いよう、日頃から医師は患
者の目にも入ることを考慮
して記載する必要がある。
者に対し手術の事前説明を

録には治療内容だけでなく、
患者へ説明した内容や
その時の患者の返答なども
記載しておくことを勧める。
このように診療録の記載

は、場合によってはトラブ
ルの原因になる可能性がある
が、その一方で、適切な
診療録は医師を護る有効な
物的証拠になるということ
である。このことを理解
し、適切な記録を心がける
必要がある。

秋に提出
予定の感染
症法改正案
に関連し
て、厚生労働省は、次の感
染症に備え、都道府県は、
あらかじめ医療機関との間
で病床や外来医療等の確保
に関する協定を締結し、締
結した医療機関には経営上
のリスクがある流行初期に
は流行初期医療確保措置と
して、財政支援を行う方針
を示した。支援額は、感染
症医療の提供を行った月の
診療報酬収入が、感染症流
行前の同月の診療報酬収入
を下回った場合、その差額
を公費と保険財源で半々で
負担する▼コロナ禍の当
初、神奈川協会は診療報酬
の単価補正支払い(保険財
源)を提案。京都協会は当
月分の診療報酬とコロナ前
の同月の報酬との差額を公
費で支払基金を通じて補償
する案を提案した▼現在の
コロナに対する医療機関の
財政支援は緊急包括支援金
等国費であり、国費支出が
増大するにつれ財務省は21
年春、診療報酬の不足は診
療報酬で補うのが自然と主
張。今回の厚労省案は財務
省の意見を汲み取りなが
ら、保険財源に全て押し付
けるのではなく公費も出し
ますよという案であり、京
都協案と神奈川協案を足
して2で割ったような案と
もいえる▼京都・神奈川
ともに、窓口負担分の補償
は要求していなかったが、
今回の厚生労働省案は自己
負担分・公費負担医療分も
補償するもので満額の補償
となる。保険者が受け入
れるかどうか。(彦)

図1 医療事件数

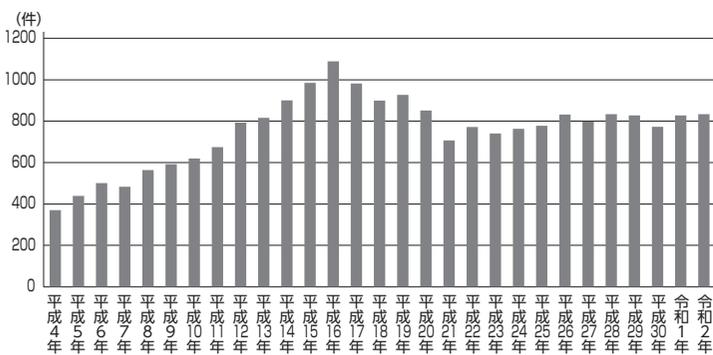
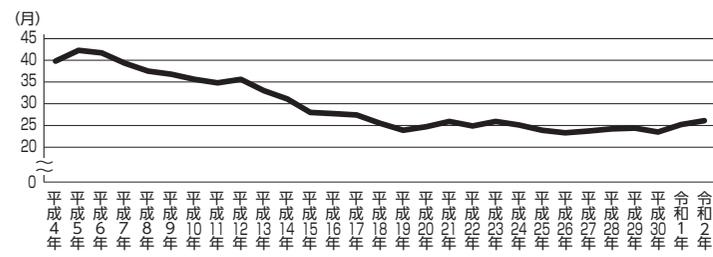


図2 平均審理期間(月)



年度(平成・令和)	認容率(%)
28年	17.6
29年	20.5
30年	18.5
元年	17.0
2年	22.2

医療訴訟の件数は、平成に入ってから増加傾向にあり、平成30年度は約1,100件、令和2年度は約1,200件と増加を続けています。一方で、平均審理期間は長らく40ヶ月程度あり、近年は25ヶ月程度まで短縮されています。この傾向は、未だ部が設置されなかった地方裁判所において顕著です。また、裁判所は全国で各都道府県に1つあり、北海道は4つ、それ以前は、医療事件も各部に順次配点されてきました。専門部が

5 終局結果
地方裁判所での最終的な終わり方ですが、「判決」が約35%、「和解」が約50%、「その他」約15%とい

医療訴訟の件数は、平成に入ってから増加傾向にあり、平成30年度は約1,100件、令和2年度は約1,200件と増加を続けています。一方で、平均審理期間は長らく40ヶ月程度あり、近年は25ヶ月程度まで短縮されています。この傾向は、未だ部が設置されなかった地方裁判所において顕著です。また、裁判所は全国で各都道府県に1つあり、北海道は4つ、それ以前は、医療事件も各部に順次配点されてきました。専門部が

大阪高等裁判所にいます。裁判官の大島です。これまで、今回から5回に分けて大阪地方裁判所で医事部に在籍し、その後、平成26年まで

医療訴訟の概要と特徴について

1 医療訴訟の当事者

2 医療訴訟の件数

3 審理方法

4 平均審理期間

5 終局結果

6 判決内容

万が一の時にそなえて!

医療訴訟の基礎知識

現役裁判官が解説します

大坂高等裁判所 部総括判事 大島 真一

好評いただいた連載「そのところが知りたかった!医療安全Q&A 弁護士が対応方法をお答えします」のシリーズ第2弾として、裁判官が考える医療訴訟の争点のポイントや法的な考え方について、現役裁判官である大坂高等裁判所部総括判事の**大島真一氏**に解説していただく。

(全5回シリーズ)

1 医療訴訟の当事者
医療訴訟は、患者側(原告)が、病院側(被告)に対して医師等の医療関係者に過失があったとして、損害賠償を求めるとなっています。被告になるのは、過失があったとされる医師等の個人が中心ですが、その個人の医師が雇われている者であった場合には、雇主である経営者や法人である病院も訴えられることがあります。

2 医療訴訟の件数
医療訴訟の件数は、平成に入ってから増加傾向にあり、平成30年度は約1,100件、令和2年度は約1,200件と増加を続けています。一方で、平均審理期間は長らく40ヶ月程度あり、近年は25ヶ月程度まで短縮されています。この傾向は、未だ部が設置されなかった地方裁判所において顕著です。また、裁判所は全国で各都道府県に1つあり、北海道は4つ、それ以前は、医療事件も各部に順次配点されてきました。専門部が

3 審理方法
裁判所では、1審(単独制)1人の裁判官と合議制(3人の裁判官)があり、9割以上の事件は単独制を採用していますが、医療事件は、ほぼ例外なく、合議制が採られています。それだけ困難な事件が多いことを示しています。

4 平均審理期間
医療訴訟の平均審理期間は、かつては1審(地方裁判所)だけでも3~4年程度はかかると言われており、難しい事件であれば審理期間も長くなり、判決に不服のある当事者は、2審(高等裁判所)、3審(最高裁判所)と争えます。最終結着まで10年前後はかかるという状況でした。そこで、これを改善するため、平成13年に東京・大阪地裁に医療事件を専門に扱う医事部を設置し(東京地方裁判所は全51か部のうち4か部、大阪地方裁判所は全26か部のうち2か部、後に3か部)、現在まで全国に10の地方裁判所に医事部が設置されました(地方裁判所は全国で各都道府県に1つあり、北海道は4つ)。それ以前は、医療事件も各部に順次配点されてきました。専門部が

5 終局結果
地方裁判所での最終的な終わり方ですが、「判決」が約35%、「和解」が約50%、「その他」約15%とい

6 判決内容
判決について、最近の認容率(原告の請求が認められた割合)は、表のとおりです。原告(患者側)の請求が一部でも認められる割合は20%程度です。他の80%は原告の請求が認められておらず、請求は棄却されています。

新型コロナウイルス関連の医療機関経営情報

医療機関が申請できる自治体独自の新型コロナウイルス関連の支援制度をご紹介します。詳細は、各自治体のホームページでご確認いただくか、各自治体窓口へお問い合わせ下さい。下記以外の情報がありましたら、保険医協会までお知らせ下さい。

2022年9月8日現在

自治体	支援制度名称	申請期間	お問い合わせ先
京丹後市	京丹後市事業所等感染症対策緊急支援補助金[令和4年度版]	申請期間：~2023年3月31日(金)	お問合せ先：商工振興課 ☎ 0772-69-0440
	京丹後市福祉施設等抗原定性検査キット購入費用補助金	提出期限：~2023年3月31日(金)	
	京丹後市高齢者福祉施設等入所予定者PCR検査費用補助金	申請期間：~2023年3月31日(金)	お問合せ先：長寿福祉課 ☎ 0772-69-0330
与謝野町	与謝野町事業者経費高騰緊急支援交付金	申請期間：2022年7月20日(水)~2023年2月15日(水)	お問合せ先：商工振興課 ☎ 0772-43-9012
長岡京市	長岡京市新型コロナウイルス対策商工業事業者等緊急対応支援補助金[令和4年度版]	申請期間：2022年4月1日(金)~2023年3月31日(金)	お問合せ先：環境経済部商工観光課商工振興係 ☎ 075-955-9688
	長岡京市新型コロナウイルス対策福祉事業者等緊急対応支援補助金	申請期間：~2023年3月31日(金)	お問合せ先：健康福祉部福祉政策室福祉政策担当 ☎ 075-955-3135
	城陽市高齢者施設等感染拡大防止対策事業助成金	申請期間：2022年4月25日(月)~10月31日(月)	お問合せ先：高齢介護課 ☎ 0774-56-4043
城陽市	城陽市高齢者施設等原油価格高騰対策支援給付金	申請期間：2022年7月4日(月)~2023年2月28日(火)	お問合せ先：高齢介護課 ☎ 0774-56-4043
	城陽市事業者原油価格高騰対策支援給付金	申請期間：2022年7月25日(月)~9月22日(木)	お問合せ先：まちづくり活性部商工観光課 ☎ 0774-56-4018
木津川市	木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金	申請期間：~2022年11月30日(水)	お問合せ先：観光商工課 ビジネス推進係 ☎ 0774-75-1216

保険診療



下肢創傷処置管理料について

Q、22年改定で新設されたB000の「36」下肢創傷処置管理料について、

- ①患者の同意は同意書が必要か。
- ②対象病名は何か。
- ③参考とするガイドラインは示されているか。
- ④治療計画のひな型はあるか。

A、①同意書が必要とは告示・通知・事務連絡されておられません。同意を得た旨、カルテに一言書いておいた方が無難かと思えます。

②下肢の潰瘍です。中医学協会の医療技術評価分科会に出された提案書を読むと、

DCゴールドカードのご案内

年会費 永久無料

京都クレジットサービスと提携しているゴールドカードは、京都府保険医協会の会員は個人・家族・法人カードとも年会費は永久無料です。有利な特典も備えております。ぜひお申込み下さい。

ガイドライン』(日本皮膚科学会、2018年)や、『重症化予防のための足病診療ガイドライン』(日本フットケア・足病医学会、2022年)等が該当すると思われる。

④日本フットケア・足病医学会のホームページに掲載された「下肢創傷処置管理料における治療計画チェックリスト」が参考になると思われます。

私のすすめるテレビ鑑賞

医療指導でドラマ制作立会い

ドラマ「ミヤコ」が京都から8月初旬にかけて計4日やって来た！ふたりの夏〜が、9月30日、10月1日、2日と3夜連続で放送されます。主演は佐々木蔵之介さん、藤野涼子さんら。今回のドラマは21年1月放送の続編です。前回は協会役員が医療指導に協力しており、今回もお願いしたいとプロデューサーからの依頼が協会に届きました。



この依頼を受けて、あらためて協会役員に医療指導協力をお願いし、7月末から8月初旬にかけて計4日間、撮影現場にお邪魔する機会になりました。前回の放送をご覧になった方もいらっしゃると思いますが、佐々木蔵之介さんが医師の役です。医療をメインにしたドラマではありませんが、撮影では往診時の医師のふるまい、熱中症疑いの患者の診察、アネロイド血圧計の使い方や脈の取り方などで助言を求められました。熱中症疑いの場合は舌も診た方がよいとアドバイスし、撮影シーンに追加されたり、セリフが追加されたりと、その場で決まることも多いようでした。

◆ABCテレビで3夜連続放送◆

第1夜：9月30日(金) 深夜0時24分～0時54分
 第2夜：10月1日(土) 深夜0時05分～0時35分
 第3夜：10月2日(日) 深夜0時25分～0時55分

※ABCテレビでの放送後、TVer・GYAO!で見逃し配信!

けが入ります。勢い、私を含めたスタッフさんたちは真夏の炎天下、路地の端っこで撮影の様子をうかがうだけとなり、京都の暑さを堪能することになりました。

指導医を引き受けていただいた先生方の活躍を直で見られたのは残念でしたが、見たこともないような機材や小道具、俳優猫らに興味津々。初日は遠慮していたものの、日を重ね顔見知りになつてくると隙を見つけてはスタッフさんたちと世間話に花を咲かせ、撮影の苦勞話などを聞かせていただきました。

放送されるドラマのエンドロールには、指導医の名前や協力として協会の名前が掲載されます。興味のある方はぜひご覧下さい。

(事務局・二橋 美紗子)

医師が選んだ 医事紛争事例

(20歳代後半女性)
 〈事故の概要と経過〉

患者は本件医療機関に初診で受診。担当したA外科医師は肝門周囲膿瘍と診断し、局所麻酔下で切開排膿を行いタンポンを挿入した。翌日になつても排膿が不十分であったためB外科医師がペンローズドレーン挿入した。その際に患者は妊娠中(臨月)であったため、局所麻酔の使用を控えてペンローズドレーン針付縫合糸で縫合固定はしなかった。翌日は休日で担

開排膿を受けたところ、本件医療機関で挿入したペンローズドレーンが残存していたことが発覚した。

患者側は、出産後に鎮痛剤を処方され、それを服用したため、初産児に授乳できなかつたことなどについて賠償請求をしてきた。

このC整形外科医師が診たところ、ペンローズドレーンが見当たらなかつたので、抜去されたこと判断して再挿入した。患者は初診から約3週間後に出産した(初産)。その後、患者は出産から3カ月経過しても患部の痛みが継続するため、D整形外科医師がペンローズドレーンを抜去されたものと判断して再挿入した。さらに妊婦とい

確認不足による ドレーン留置の見落とし

医療機関側としては、院内事故調査の結果、患者から「抜けた感覚がない」と申し出があつたにもかかわらず、C整形外科医師がペンローズドレーンを抜去したことに、さらに妊婦とい

シリーズ第3弾

医療安全研修DVD part III

定価 11,000円
 京都協会会員 5,000円
 他府県協会会員 7,000円

絶賛発売中!!

各税込送料別

医療安全講習会

情報共有と医事紛争防止のための 診療録記載

日時 11月12日(土) 午後2時～4時
 形式 ウェブ配信 (Zoomウェビナー)
 講師 嶋崎 明美 氏
 国立病院機構姫路医療センター元教育研修室長
 研修オフィスshima代表

お申込み・詳細は右のQRコードまたは協会HPよりお願いします

医事紛争は、患者・医療者関係や医療行為そのものに起因するだけでなく、診療記録も原因となります。不正確な記録が原因となって医療事故や紛争・訴訟が発生するので、チームで情報共有できる適切な診療記録の作成が大事です。また、患者との情報共有はインフォームド・コンセントの記録に反映されます。医療裁判になった場合には、診療記録は証言よりも信頼される証拠となるので、事故発生当時の状況を正確に再現できる記録は紛争解決に役立ちます。さらに、記録は開示されるので、客観的・正確であることに加えて倫理的な配慮も求められます。

情報共有と医事紛争防止のための診療録の在り方について、具体的に分かり易く解説致します。診療記録を患者の視点から見る「模擬カルテ開示」も体験していただこうと思っています。(講師コメント)

協会の無料相談

- ◆会員の希望される専門家をご紹介します
- ◆随時、必要な時に相談できます
ご都合の良い日を各種専門家と日程調整します
- ◆相談は無料(ただし、1事案1回限り)

詳細は協会まで

22年10月 理事会の開催

第8回理事会 10月11日(火)午後2時～
 第9回理事会 10月25日(火)午後2時～

子宮筋腫・内膜症治療のポイント 産婦人科診療内容向上会開く

保険医協会は産婦人科診療内容向上会を、京都産婦人科医会・あすか製薬株式会社と7月30日に京都市内のホテルで開催。会場参加とウエブ参加のハイブリット形式にて開催された。参加者は現地17人、ウエブ109人。冒頭、京都府産婦人科医会理事で支基金京都支部審査委員の井上卓也氏が「保険請求の留意事項と最近の審査事情」を解説。その後、京都大学大学院医学研究科器管外科学講座産婦人科学分野教授の万代昌紀氏が「子宮筋腫・子宮内膜症に対する治療法の選択」について講演した。

レポート 井田 憲蔵 (山科)

まず井上先生より「保険 手術(腹腔鏡下子宮筋腫切除術) 請求の留意事項と最近の審査事情」について講演いただいた。22年度診療報酬(基本料(DPC算定病院)以外)・子宮鏡下手術、卵管鏡下卵管形成術の追加、リフィル処方箋(3カ月を超え処方箋期限は不可)、オンライン診療、地域連携分娩管理加算、新設処置・不妊治療を行う上での留意



講師の万代氏

点について説明いただいた。万代先生からは「子宮筋腫と子宮内膜症に対する薬物療法・手術療法」の演題

で講演いただいた。子宮筋腫について、遺伝子変異を有する良性腫瘍であるが、さまざまなタイプを説明する遺伝子変異は今のところ不明である。ごくまれに血管内まで進展したり、肺に転移するケースもあるとの報告は衝撃的であった。子宮筋腫取扱いのポイントとしては、①保存療法の本質は経過観察、②薬物療法は目的(術前、逃げ込み、短期的な症状コントロール)を明確にしたうえで期間限定で行う、③治療するのであれば基本は手術。昨今MIS(低侵襲手術)が普及しており、新生児頭大までは安全・確実にMISによる摘出ができるというところで、その大きさになった時点で一度は患者様に手術療法を提示することが必要とのことであった。

「私のすすめる...」では、本・映画・音楽等、新旧ジャンルを問わず、心に残った作品紹介の投稿を募集しています。800字以内。掲載後、記念品を贈呈します。

第28回京都府老人保健施設大会
日時 12月16日(金) 午後1時30分～4時30分
形式 オンラインセミナー(YouTube限定配信ライブ)
内容 法人設立10周年

西先生より非常に実用的ですぐに診療に組み入れるべき情報をいただき、大変有意義で勉強になる講演会であった。

10月のレセプト受取・締切
基金・国保(※) 8日(土) 9日(日) 10日(月・祝)
○は受付会場設置日、◎は締切日

基金・国保(※)	8日(土)	9日(日)	10日(月・祝)
	○	閉所	◎◎
労災締切	電子レセプト	電子記録媒体	紙媒体
	オンライン請求	11日(火)	11日(火)
	10日(月・祝)		

受付時間：基金 9時～17時30分 国保 9時～17時 労災 8時30分～17時15分
業務時間：基金 9時～17時30分 国保 8時30分～17時15分 労災 8時30分～17時15分
(※) オンライン請求 5～7日 8時～21時 8～10日 8時～24時



3年が経過して

垣田 さち子 (西陣)

町医者の子のエコな暮らし

父が生まれたのは大正元年である。その時、祖父は医師としてどこでどう生活していたのか、聞きたいことは一杯あるのに、尋ねる相手が何処にもない。確か岡山の小学校で話を聞いたことがあるので、岡山在住の時期もあつた。開かずの間で薬瓶の並

たのだろう。伊賀上野鉄砲んだ棚などがあつた。眼科町に居を定めたのは大正半ば頃ではないか。大きな軒がなかったが、しっかりと重いガラスの障子戸があり茶の間になっていた。常には門のくぐり戸から出入りして、庭を通り勝手口(玄關)から入ると広い三和土があり、茶の間があつた。開かずの間で薬瓶の並

私はよく預けられたので、祖父母、キイ子伯母、ヒラちゃんといふ静かな生活が好きた。伯母は賢い人で暮らしの知恵を教えてもらって楽しかった。畑のネギが低いものから高いものへと並んで育っているのが不思議だったが、「水も肥料も順番に少しずつ量を増やして与える」と育ち方が違ってくる。ネギばかりそんな食べられへん。暑い夏には、たらい、バケツに井戸水を満たし、お陽さんに暖めてもらう。ほとんど炊かなくてよいぐらいい暖かくなった。戦後すぐの頃、リタイア医師の穏やかなつましい暮らしがあつた。

祖父母の居室は蔵の1階で、茶の間の次に座敷があり、座敷の外は中庭で大きな石がいくつも置いてあり、低木が多く植えられていた。広い三和土は台所に続き庭に出られるようになっていた。庭は植え込みで仕切られ、台所側は井戸と流し、風呂の焚き口があつた。中庭の奥には離れがあり、物置と二つの部屋と五右衛門風呂があつた。奥の部屋には祖母の機織り機があり物置には薬瓶の棚があり、前の机には天秤やビーカーが並んでいた。半分は農作業具がいろいろあり、雑然とした中に活気のある場所だつた。

対面の戸の外は畑だつた。畝が造つてあつて、ネギ、青菜など家で食べる野菜が育つていた。そして畑の向こうは竹藪になっていた。表から奥の竹藪まで、敷地は結構大きなものだった。屋敷は祖父が設計した。祖父がお金持ちだつたはずがない。上野近郊の農家の出身で長男ではなかつた。医師になつたとしてもどこでどういう働き方をしていたのか。ドイツ留学が決まっていたのに身体を壊して駄目になり、和歌山、岡山に転地療養していたし、収入があつてもたいしたことはないはずである。立派な家はごうとして手に入つたのか。

休業補償制度 「精神障害補償」を導入します

2023年1月1日から

認知症・躁うつ病などでの休業も補償

2023年1月1日以降に、認知症・躁うつ病などで休業された場合も支払い対象になります

詳細は、本紙に同封しているパンフレットをご参照下さい。

「保険で良い歯科医療を」京都連絡会市民講演会

10月のさいごのトピックス オーラルフレイルを予防して健康長寿

日時 10月15日(土) 午後3時～5時 Zoomセミナー

講師 小原 由紀さん (東京都健康長寿医療センター研究所 研究員)

参加費 無料

お申込はこちら